

■会議録

1 開会

- 午後3時00分、月井教育長が那須塩原市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、令和6年第1回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

○月井教育長

それでは、令和6年第1回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○月井教育長

挨拶に先立ちまして、能登半島地震の災害により尊い命を落とされた方々の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、お怪我をなされた方々、そして被災されて避難所での生活を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げます。そして、被災された地域の日も早い復興・復旧を重ねてお祈りいたします。

さて、大寒を過ぎて、今が一番寒い時期であることは承知しておりますが、数日前から「この冬一番の寒波」が日本列島をすっぽりと覆い尽くしています。一昨日は那須塩原市に大雪警報が発令されるなど、まさしく冬本番の天候が続いております。

しかし、夕方、気がつくと「ずいぶん日が延びたなあ」と思うこともあり、間違いなく春への歩みも進んでいる実感があります。相変わらずインフルエンザや新型コロナウイルス感染症が流行しているという報道もありますので、できる範囲の対策を講じながら元気に過ごしていければと考えております。

新年を迎えて、あっという間に3週間以上が経過してしまいました。「辰年」である今年は、十干十二支で言いますと「甲・辰」（きのえ・たつ）でありまして、「昨年まで努力してきたことが実を結んで成就する年」になるとのことです。4年以上にも及んだコロナ禍を経て、皆様方が必死で努力してきた日々が実を結び、2024年が皆様方にとってよい年になりますことを切に願っております。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は、「文化財の指定について」を含め議案が1件、報告事項が2件ございますので、効率的な審議ができますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 月井教育長が令和5年第13回定例会の議事録の承認を求め、田村委員及び遠藤委員が内容に異議なく会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○月井教育長

続きまして、次第の4「教育長報告」に入ります。ここで皆様にお諮りいたします。本報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思います。

なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要でございますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

<議案第1号>

○月井教育長

次に、次第の5付議事件に入らせていただきます。

議案第1号「文化財の指定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐

【提案理由】

令和5年6月14日に那須塩原市文化財保護審議会に対して諮問した「文化財の指定」について、令和5年12月20日付けで同審議会より「指定するべき」との建議があったことから、那須塩原市指定文化財の指定について教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、田村委員。

○田村委員

文化財に指定されると、管理方法はどのように変わるのでしょうか。

○月井教育長

はい、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐

指定範囲内で工事や伐採を行う場合、現状変更届の提出が必要になります。

○月井教育長

はい、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐

旧青木家那須別邸の杉並木につきましては、以前、駐車場整備の際に伐採された経緯がありますが、文化財に指定されれば、むやみに伐採等ができなくなります。

○月井教育長

はい、臼井委員。

○臼井委員

過去に杉並木が伐採された経緯につきましては承知しております。文化財に登録し保護していくことは良いことですし、景観も含めての指定なのだと思います。

底地の所有は市なのでしょうか。それとも県でしょうか。

○月井教育長

はい、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐

底地につきまして、旧青木家那須別邸は県、杉並木とアスナロは市の所有となっております。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございますか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第1号「文化財の指定について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第1号、報告第2号について>

○月井教育長

続きまして、報告第1号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第2号「令和5年度準要保護児童生徒の認定について」は、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第1号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第2号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からあった準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

中学校に入学する際は買い揃えなければならない物がたくさんあると思いますが、準要保護の世帯に対して、制服等の費用はどのように支給されるのでしょうか。

○月井教育長

はい、学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐

入学準備金として支給されます。

○月井教育長

小学校と中学校の入学準備金について、説明をお願いします。

はい、学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐

小学校入学時は約54,000円、中学校入学時は約63,000円が支給されます。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございますか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第1回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

以上